

平成30年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録

日 時	平成31年1月18日（金）午後2時30分～4時30分
場 所	逗子市役所5階 第4会議室
出席者	[委員] 南川 秀樹、小川 由紀、渡邊 仁史、山崎 純一 根岸 一好、田宮 良子、山上 寿美、松岡 夏子
欠席者	[委員] 橋詰 博樹
事務局出席者	環境都市部長 石井 義久 環境都市部次長 青柳 大典 資源循環課長 中村 純一 資源循環課資源循環係長 城田 桃子 資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均 資源循環課資源循環係主事 佐藤 節 環境クリーンセンター所長 藤井 寿成 環境クリーンセンター収集係長 鷺原 尚仁 環境クリーンセンター処理係長 松岡 幹夫
会議公開の可否	可
傍聴者	2名
議題等	(1) 平成30年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録について (2) 逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱の一部改正について (3) 葉山町とのごみの共同処理に関する説明会について (4) 燃やすごみ及びし尿・浄化槽汚泥の葉山町との共同処理状況について (5) 2市1町ごみ処理広域化実施計画策定状況について (6) 逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画について (7) 逗子市一般廃棄物処理基本計画の改定について (8) 日本の環境問題の流れと廃棄物処理の進化 (9) その他
配布資料	平成30年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第 平成30年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案）

- 資料 1 - 1 逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱の一部改正について  
(パブリックコメント資料)
- 資料 1 - 2 逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱の一部を改正する要綱 (案)
- 資料 1 - 3 逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱 (平成 8 年 4 月 1 日施行) 新旧対照表
- 資料 2 葉山町とのごみの共同処理に関する説明会資料 (案)
- 資料 3 - 1 燃やすごみ及びし尿等の葉山町との共同処理状況
- 資料 3 - 2 ごみ焼却施設維持管理状況 (平成 27 年度～平成 30 年度)
- 市民説明会ちらし

**【事務局】** それでは、ただいまより、平成30年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

本日は委員8名の出席をいただいておりますので、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第2項の規定により、会議は成立していることをご報告いたします。

また、本審議会は、個人情報等、特に秘すべき内容を取り扱うものではないことから、本市の情報公開条例の規定により、会議の傍聴を認めることとし、傍聴希望者がありましたら、順次入場していただくことといたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お持ちでない委員さんはお申し出いただければご用意いたします。きょう机上配付したものがあまして、机上に次第、それから資料1-2、資料1-3がありますので、そちらについては差しかえをお願いいたします。また参考で、葉山町とのごみの共同処理に対する市民説明会のチラシも配布させていただいております。

それでは資料の確認をいたします。まず、「平成30年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第」。次に「平成30年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録(案)」。資料1-1「逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱の一部改正について(案)」、資料1-2「逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱の一部を改正する要綱(案)」、資料1-3「逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱(平成8年4月1日施行)新旧対照表」、資料2「葉山町とのごみの共同処理に関する説明会資料(案)」、資料3-1「燃やすごみ及びし尿等の葉山町とのごみの共同処理状況」、資料3-2「ごみ焼却施設維持管理状況(平成27年度～平成30年度)」。以上です。お手元に資料はおそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会長お願いいたします。

**【南川会長】** ではまたことしもよろしくをお願いいたします。まことにおくれて申しわけございません。

それでは、まず最初でございますが、議題(1)ということで、昨年6月の終わりに行われました第1回審議会の議事録につきまして、確認をさせていただいたところでございます。これについて事務局からお願いいたします。

**【事務局】** これは橋詰委員から、きょうメールで連絡をいただきまして、ページ、23ページ1行目から3行目までの発言についてですが、これは橋詰委員がそのまま発言した内容になっておりますけれども、この箇所については南川会長ということで追加記載をお願いしたいという旨の連絡がございました。以上でございます。

**【南川会長】** はい。私もそこまでよく確認せずに申しわけありません。ほかになれば、

これで確定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【南川会長】 ありがとうございます。

では、内容の審議に入ります。議題（２）でございます。生ごみ処理容器助成要綱改正につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは資料１－１、１－２、１－３をお手元にご用意ください。こちらにつきまして、生ごみ処理容器等購入費助成金の交付要綱の一部改正ということで、こちらの助成経費につきましては、今年度は緊急財政対策プログラムにより休止をしていたものになります。今年度、事業の見直しを検討いたしまして、来年度から電動式の処理機に対する助成は廃止としまして、非電動式の処理容器に対する助成は、台数を減らして実施することとなりました。

電動式の助成を廃止する理由としましては、電気を使用して処理をすることから、地球環境に負荷がかかること。また、これまでの普及台数のうち、８３％が非電動式であり、非電動式のほうが需要が高いことから、今後は非電動式の生ごみ処理容器等の普及を推進していくことといたしました。電動式生ごみ処理機の例としましては、要綱上の電動処理機、これはバイオ式や乾燥式といったものやディスポージャータイプのもの、あとは剪定枝粉碎機式も電動式であることから、助成対象外となります。

助成金の額につきましては、変更ございません。そのほか、字句や表現の整理をしましたが、制度内容、運用方法の変更点としましては、電動式を助成対象外とすることの１点のみとなっております。

以上の制度改正につきまして、逗子市市民参加条例の対象事項であることから、当審議会においてご審議いただきまして、ご意見をいただきたく、よろしく願いいたします。また、審議会の皆様からのご意見をいただいた上で、２月１日からパブリックコメントを実施する予定となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

【南川会長】 ありがとうございます。確認だけさせていただきます。資料１－３が一番シンプルでわかりやすいんですけども、これでいくと、現行のところの下線を引いた部分が変わる、なくなるということですか。

【事務局】 そうですね、第２条。

【南川会長】 ごめんなさい、第２条ですね。

【事務局】 第２条でいきますと、左が右に変わるということで、１号から７号までは削ら

れまして、第2条の本文中に全て書き込まれているというふうになっています。

【南川会長】 ここで電力を使用することなく、微生物等によりということ、全部読むということですか。

【事務局】 はい。

【南川会長】 理由としては、ほかの例えば段ボールコンポストとかありますけれども、そういったものは含んでいるのですけれども、要は電力を使用するという部分を除くということですか。

【事務局】 そうです。あくまで電動式が対象外になるだけの改正です。

【南川会長】 そうすると今は特に、電気とか書いてあるのは5番だけですけれども、それ以外についても、電力を使用することなくということ、もう全部読み込んでしまうということですか。

【事務局】 そうです。

【南川会長】 そうするとコンポスターとか、そういったものでも、容器使用とか、ダンボールコンポストとずっとありますけど、電力を使用しないものについては、対象となるのは変わらないということですか。

【事務局】 はい、変わらないということです。

【南川会長】 これは基本的には予算のこともあるでしょうけれども、今はできるだけ節電をしようということと、あとあれでしょうか、実際問題として、非電動式のものが需要が高いので、あまり電動式を買うことについての意味も少ないということなのでしょうか。

【事務局】 はい。

【南川会長】 なるほど。今大体あれでしたか、ここに補助金の額も書いてますが、物によって違うんですけれども、非電動式の生ごみ処理器は、これは結構砕くだけでしたか。中身はどんなのでしたか。

【事務局】 非電動式？

【南川会長】 ええ、非電動式は。

【事務局】 非電動式は今、市では「バクテリア de キューロ」という、四角い枠の中に黒土を入れて、透明なふたをしたもので、黒土の中の微生物によって分解するというものが今、ほとんどになっていまして。

【南川会長】 別に手動で砕くとか、そういうことではないわけですね。

【事務局】 何も砕くということはないです。

【南川会長】 電動式といったら主に破砕ですよ。

【事務局】 電動式は主に乾燥ですね。

【南川会長】 乾燥ですか。

【事務局】 はい。一時期、平成20年から22年ぐらいのときは、メーカーのほうもかなり力を入れて、乾燥式のを売り出しをしてたんですけども、ちょっと最近、あまり力を、メーカーのほうももう売れてないのか、入れてない状態になっています。

【南川会長】 ちなみにどんなメーカーがこういうものをつくっているんですか。メジャーな電機会社ですと。

【事務局】 電動は、今残っているのはナショナルが残っています。

【南川会長】 パナソニックが。

【事務局】 はい。

【南川会長】 それで電動じゃない微生物を使っているものは、結構会社は多いんですか。

【事務局】 会社というか、周りを木材と波板を使っているだけなので、ああいう、何というんですかね。

【松岡委員】 三浦半島が、キエーロというのは結構、ここ数年人気でして、もともと葉山の町民の方が考案された、すごいローテクなものなんですけど、要は庭に昔ながら埋めていたものを、もう少し箱の中で効率良くやろうというものです。

【南川会長】 そうなんですか。

【松岡委員】 ちょこちょこ全国にも広がっているみたいなんですけど。

【田宮委員】 バクテリアで消えるんですね。

【松岡委員】 そうですね。

【南川会長】 え？

【田宮委員】 バクテリア。

【南川会長】 バクテリア製？ 木箱の中で？

【田宮委員】 はい。

【渡邊委員】 コンポスターは生ごみそれだけ入れるだけじゃないですか。キエーロはうちにもあるんですけど、黒土があって、黒土の中に生ごみを埋める感じなんです。一家4人ぐらいただと、どうでしょう。うちだとこれぐらいの大きさのところで、こちら側にきょう埋めて、あしたこっちに埋めて、こっちに埋めてみたいな形で埋めて、1カ月、2カ月ぐらいで。

【南川会長】 それが土になるんですか。

【渡邊委員】 私の経験上、分解されています。

【松岡委員】 分解されて。

【田宮委員】 消えてしまいますね。

【渡邊委員】 ただ、種とかはだめなので、冬とか超えると、うちなんかは、そこからジャガイモが生えてきて。

【南川会長】 ああ、そうなんですか。

【渡邊委員】 農地になっています。

【南川会長】 わかりました。これはあれでしたか、単価のほうは変わっていないんですけど、そうするとそんなに高いものじゃないんですか。

【渡邊委員】 3,000円とか4,000円じゃなかった？

【松岡委員】 キエーロですか。

【渡邊委員】 キエーロ。もっと下だっけ。

【事務局】 個人負担が、これを除いて2万ぐらいです。1件につき。

【田宮委員】 2万7,000円だと思いました。

【渡邊委員】 そんなにしたっけ。

【事務局】 ごめんなさい、2万円は補助金だ。補助金が2万円なので、その差額だから。

【渡邊委員】 六、七千円くらい。

【南川会長】 六、七千円が。

【渡邊委員】 負担金が。

【南川会長】 そうなんですか。

【田宮委員】 逗子は。葉山は安いね、もっと。

【南川会長】 その負担金が六、七千円で、そういう生ごみ処理ができると。それでバイオの方法でやるから電力も要らないということですか。

【事務局】 はい。

【南川会長】 わかりました。趣旨はよくわかりました。ありがとうございました。これは、何かご質問ございますか。松岡さん、お願いします。

【松岡委員】 非電動式が今、83%ということで、おそらく、キエーロはすごい人気で、皆さん使われているのかなと思うんですけど、残りが、要はこの下に書いていただいている3種類のものだと思うのですが、ほとんど電動処理機だという理解でいいんですか。例えばディスクパーザとか、剪定枝粉碎機というのは、どのくらいの利用状況があるのかを教えてください。

けますか。ざっくりで大丈夫です。ほとんどいませんというような形で。

【事務局】 おっしゃるとおり、ディスポージャーはもうほとんどなくて、剪定枝粉碎機が、ここ、ずっと何年かやっている中で数台出た程度で、ほとんど乾燥の電動処理機が、83%の残りの多くは占めるかなと思っています。

【松岡委員】 もし、その推移みたいなのがわかるようでしたら、やっぱり電動のニーズみたいなものがどんどん減ってきているのか、あるいは、一定のやっぱり、市民さんでも、非電動式もあるけど、電動を使ってでもやりたいという方が、それなりに一定はいるような状況なのかというのはわかりますか。

【事務局】 電動式が最も多かった年度が平成16年度、135台が電動式、出ておりまして、それに対しまして平成28年度ですと、25台が電動式になっています。

【松岡委員】 じゃあ、市民さんのニーズも、だいぶ減ってきているというような理解でいいんですか。

【事務局】 はい。

【事務局】 そうですね。それに対してキエーロのニーズがかなり大きいところがありますので、市のほうでも、きょうも商工会の委員さん、出席していただいていますけど、商工会と協定を結んで、キエーロを積極的に、一度、平成24年度ぐらいにモデル事業をやったりしまして、非常に人気があるというところで、これは積極的に進めているというところで、そちらに誘導していきたいという考えもありまして、今回のこういった体制をとらせていただきたいということでございます。

【南川会長】 ディスポージャーは結構あれなんですよ。やっぱり、しょせんごみになりますから、ごみが家庭から出るのか、下水に入るのかの違いだけですから、あまり本質的な解決にはなっていないですよ。

はい。よろしいですか。山崎さんよろしいですか。

【山崎委員】 いいです。

【南川会長】 何かございますか。

【事務局】 今、キエーロのチラシを参考にお持ちしましたので。

【南川会長】 ありがとうございます。ああ、これね。こういうものなんですか。

【田宮委員】 キエーロはランニングコストが要らないんですね。それで皆さん、使われる方が多いんじゃないですか。

【南川会長】 土だけですか。



- 【田宮委員】 はい。
- 【南川会長】 土と何か、あとあれですか。
- 【田宮委員】 土だけですね。
- 【松岡委員】 黒土だけで。
- 【南川会長】 土だけですか。全く普通の土だけですか。
- 【田宮委員】 黒土です。
- 【南川会長】 黒土。
- 【松岡委員】 この辺だと、ホームセンターで売っているような黒土を最初に結構たくさん入れて。
- 【南川会長】 そうなんですか。そこら辺のホームセンターに売っているような黒土を入れておいて？
- 【松岡委員】 そうです。
- 【南川会長】 そこにまぜるとですか。
- 【田宮委員】 はい。お水と一緒にかき回すんです。ごみを。
- 【南川会長】 そうなんですか。
- 【田宮委員】 生ごみを。できれば油つけが多いもののほうがバクテリアは好むようで、消えます。
- 【南川会長】 そうなんですか。
- 【渡邊委員】 厳密に言うと窒素過多になっていると思っていますけど。
- 【南川会長】 それはそうですが、まあでも、全体をまぜれば量が知れてますから。わかりました。ありがとうございます。私も知らずに勉強になりました。

では、これについてはよろしいでしょうか。1番につきましては、この案件につきましては。じゃあ、生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱の改正については、特に意見なしということでもとめさせていただきます。

次に議題の(3)でございます。「容器包装プラスチックの葉山町との共同処理住民説明会について」、ご説明をお願いします。

【事務局】 きょう机上配付させていただきました、この「葉山町とのごみの共同処理に関する市民説明会」のチラシ。2月2日、午前中、10時から11時が池子会館、午後14時から15時30分、逗子市役所5階会議室で、市民説明会を開催いたします。当日のパワーポイントのまま、市民説明会のように今説明をしますので、お聞きください。このパワーポイント、

ちょっと手元にある資料が1箇所だけ違っているのですが、そこは後で説明します。

それでは、葉山町とのごみの共同処理に関する説明会を始めます。本日の内容は、まず、現在の共同処理の状況として、燃やすごみと、し尿・浄化槽汚泥について説明します。次に共同処理の方針と、現在協議を進めている容器包装プラスチックの処理について説明いたします。

まず、現在の共同処理の状況を確認します。現在は、逗子市と葉山町で、燃やすごみとし尿・浄化槽汚泥の共同処理を行っています。燃やすごみについては、葉山の燃やすごみを逗子市が受け入れ焼却処理をしています。平成29年7月1日から試行的に受け入れを開始し、その試行結果を踏まえ、平成30年4月1日から本格的に共同処理を開始しました。年間5,900トン程度を受け入れる予定です。平成30年4月から12月まで、9カ月間の逗子の受け入れ実績量は約4,250トンで、負担金収入額は約1億5,260万円です。順調に受け入れ及び処理ができています。この数字が、お配りしているのと1カ月分だけ違っていますので、こちらが最新の数字です。

燃やすごみの共同処理による逗子市のコストメリットは、予算額のベースで、年間約1億5,000万と試算しています。し尿・浄化槽汚泥につきましては、逗子市のし尿浄化槽汚泥を葉山町が受け入れ処理をしています。平成30年4月1日から本格的に共同処理を開始しました。平成30年4月から11月までの8カ月間の葉山町の受け入れ実績量は約181立法メートルで、負担金支出額は約113万円です。これも順調に受け入れ処理ができていると報告を受けています。し尿・浄化槽汚泥の共同処理による逗子のコストメリットは、予算額ベースで年間2,100万円と試算をしています。

次に、逗子市と葉山町のごみの共同処理の方針については、平成28年度市政方針において表明し、平成29年6月30日に、両市町で合意いたしました。既に燃やすごみ、し尿・浄化槽汚泥については共同処理を開始しています。植木剪定枝破碎処理施設、生ごみ資源化施設につきましては、現在、両市町で協議中です。本日は協議が整いつつある容器包装プラスチックの共同処理について説明をさせていただきます。

逗子市の容器包装プラスチック選別処理施設の現状を説明します。処理の流れとしては、逗子市内からごみ収集車で収集した容器包装プラスチックを環境クリーンセンター内の容器包装プラスチック選別処理施設のストックヤードに排出します。その容器包装プラスチックをフォークリフトで選別処理装置に投入し、機械でこれを破り、ベルトコンベアー上で、手選別によって異物を除去します。機械で圧縮減容し、1辺約1メートルの四角形にし、PPバンド、ポリプロピレンのバンドで結束をします。結束後は大型トラックに積み込み、資源化施設へ運搬

し、資源化されます。

この施設の機器は、平成22年10月に稼働を開始しました。稼働後8年が経過しています。そのため老朽化が激しく、更新が必要になっています。ここが排出物ストックヤードです。持ってきたごみを、ここが処理の機械です。こちらからフォークリフトで入れて、ベルトコンベアー上で異物を除去して、手選別で除去し、最後はここで圧縮梱包して、四角いものがここから出てきます。

これが現状の装置の中身です。こっち片が投入するところで、右側がコンベアーの下の部分、それからネットが上にかかっているんですけども、雪の重さとか、そういったことで穴があいて、このような、今は継ぎはぎの状態になっています。

【南川会長】 この辺で雪降るの？

【事務局】 年間1回か2回。大体1回だと思うんですけども。

【南川会長】 そうなんですか。

【事務局】 はい。このような状態です。

次に、葉山町の容器包装プラスチックの処理の状況を説明します。葉山町から収集した容器包装プラスチックを、葉山町クリーンセンター内のストックヤードに配置します。今、絵を出します。これが葉山町の容器包装プラスチックのストックヤード。ここで大型パッカー車に積みかえます。大型パッカー車に積みかえて、民間の選別処理施設へ運搬します。その選別処理施設で圧縮梱包後、さらにまた大型トラックで資源化施設へ運搬して、資源化をされます。葉山町は町内に自前の選別処理施設を持っていません。ここで中継しているだけです。なので、民間の選別施設に運搬するための費用がかなりかかっているという問題があります。

続きまして、平成29年度の容器包装プラスチックの年間収集量の実績です。逗子市が年間903トン、葉山町が年間590トン、合計で1,493トンです。月別では8月が最も多く、次に1月が多くなっています。

続いて、この量を処理するための施設規模の計算をしました。先ほどの合計1,493トンと申しましたので、年間約1,500トン进行处理するために必要な施設機能の計算を行いました。共同処理せず、逗子市の単独で処理する場合と、共同処理する場合の2通りの計算を行いました。計算式は、計画年間日平均処理量÷稼働率×月変動係数で、1日当たりの施設規模を足して、1日当たりの施設規模を、1日当たりの稼働時間で割って、1時間当たりの処理量を算出しました。この計算式により、単独処理は1時間当たり0.82トン、共同処理は1時間当たり1.36トンとなりました。梱包機のスペックが1トン単位のため、0.82トン进行处理する

ためには、1時間当たり1トン処理できる規模、共同処理の1.36トンの場合は、1時間当たり2トン処理できる規模の施設が必要となります。

次にコスト比較です。まず単独処理。単独処理の年間予算の見込額は5,000万円となります。予算見込みの主な内訳は、中間処理装置のリース料が約2,020万円、中間処理装置保守点検が年間約470万円、処理作業の業務委託料が年間約1,950万円となります。単独処理ですので、5,000万円全額が逗子の負担となります。これ、キログラムで単価を割ると、1キロを処理するのに55.46円かかるという計算になります。

続きまして共同処理の場合のコスト計算です。共同処理の年間予算の見込額は5,450万円になります。予算見込みの主な内訳は、中間処理装置のリース料が2,180万円、保守点検が年間約470万円、処理作業業務委託料が年間約2,140万円となります。これを先ほどの年間の量、搬入量割で計算しますと、キログラム単価が36.53円になります。これは逗子市の負担額が約3,300万、葉山町の負担額が約2,150万円との結果となります。

共同処理の逗子のコストメリットです。先ほどの説明のように、共同処理の年間予算が約3,300万、1キログラム処理するのに36.53円、単独処理の場合は全額逗子負担ですので、年間約5,000万円かかって、キログラムの単価になると55.46円ということになります。この結果、共同処理が単独処理に比べて年間約1,700万円のコストメリットがあるという試算をいたしました。

続きまして、搬入用車両台数と搬入ルートです。コストメリットはあるものの、デメリットを考えられるのが、搬入車両の増加です。葉山町から逗子市への運搬は、この写真のような2トンごみ収集車、パッカー車で行う予定です。大きさは逗子市のごみ収集車と同じ大きさです。葉山町の容器包装プラスチックの収集日は週4日です。月火木金で収集しています。曜日ごとに搬入ルートと搬入台数の説明をします。

月曜日の収集地区は、葉山町の木古庭、上山口、下山口地区です。搬入の経路は長柄交差点経由、田越橋、新逗子駅入口、それから市役所前の京急の踏切を渡りまして、逗子警察署入口、池子十字路、池子駐在所、環境クリーンセンターを予定しています。延べ台数は1日13台の往復を予定しています。

続きまして火曜日の収集地区は堀内です。経路は2パターンあります。月曜日と同じく長柄交差点経由、田越橋、新逗子駅、逗子警察署入口、池子十字路、池子駐在所、クリーンセンターで延べ11台。海岸経路として、渚橋、田越橋、新逗子駅入口、以下同じルートが1台を予定していますので、合計12台の往復を予定しています。

続きまして木曜日の収集地区は一色地区です。経路は月曜日と同じです。長柄交差点から田越橋へ行って、その後は同じ経路になります。延べ台数は13台の往復を予定しています。

続きまして金曜日の収集地区は長柄地区です。経路は3パターンあります。月曜日と同じく、長柄交差点から田越橋、新逗子駅のルートが延べ7台。葉桜の経路として、葉桜団地入口、福祉会館入口、逗子警察署入口から、池子十字路、クリーンセンターが延べ3台往復。桜山中央公園経路として、逗葉高校入口、逗子警察署入口、池子十字路、クリーンセンターが延べ3台。合計13台の往復を予定しています。

共同処理の今後のスケジュールです。今年度、2019年3月の議会に、共同処理に係る事務委託の議案を提出して、議案の審議をしていただきます。議案が可決されたらば、事務委託の規約等を告示して、県知事への届け出を行います。来年度、2019年度については、附帯施設の改修、これはストックヤード、先ほどの飛散防止ネットなどの張りかえ、それから生活環境影響調査を行って、縦覧後、中間処理装置を設置し、再来年度の2020年度、この4月から葉山町の容器包装プラスチック受け入れを開始する予定です。

以上で説明を終わります。

**【南川会長】** ありがとうございます。ちょっと済みません、初歩的な実情の確認だけさせてください。最初のほうの説明で、容器包装プラスチック処理の現状の1番のところで、その前かな、老朽化しているという話がありましたね、最初のところに。ページが済みません、これでいくと3ページの上なんですけれども、老朽化しているという話がありましたけれども、ここで更新が必要と言っているのはあれですか、最後に出てくる、ストックヤード、飛散防止天井ネットとか、それから選別梱包機器の更新とか、そういったことで対応するということですか。

**【事務局】** そうですね。中間処理装置、選別梱包機器の更新というところが老朽化のところですよ。

**【南川会長】** 老朽化対応ですか。

**【事務局】** はい。

**【南川会長】** わかりました。そこをだから、老朽が激しいから更新しますよということなんです。

**【事務局】** はい。

**【南川会長】** わかりました。あとは、そうするとこれは民間のあれですね、選別施設へ運搬するというのを、今度はこれ、変えるんですか。

【事務局】 民間の選別施設に運搬しているのは葉山町が。逗子市は逗子市内、クリーンセンターで選別しているので。葉山町は逗子に持ってくることによって、そこで選別します。

【南川会長】 それがなくなるということですか。わかりました。皆様いかがでしょうか。ご質問などは。どうぞ渡邊さん。

【渡邊委員】 これも確認なんですけど、今回、ここに入っているのはリースという形になっているので、逗子市としては、処理施設は持たずに、業者さんのリースで全部賄っていくというお考えでいくと。

【事務局】 そうです。機器についてはリースで。

【渡邊委員】 全部リースだと。

【事務局】 はい。

【渡邊委員】 生活環境影響調査については、逗子市のほうで実施する。

【事務局】 そうです。市が。

【渡邊委員】 これはじゃあ、地域計画にのっって、交付金をもらいながら実施はする。

【事務局】 いや、ここは地域計画には入っていないです。容器包装プラスチックについては。

【渡邊委員】 これはでも葉山町との共同処理だから、地域計画に上げれば、対象にはならない？ なる？

【事務局】 今回リースなんですね。もともとのこの土地が、最終処分場の上部を使っている土地で、ちゃんとした建物を建てられない土地なんですね。なのでこういう、先ほどのような、ネットで周りをして、建築を、壁をつくっていない状態で、もらうとなると建築しなきゃいけないので。

【渡邊委員】 市の施設として建てなきゃいけないと。

【事務局】 なのでリースなんです。

【渡邊委員】 そうか。

【事務局】 はい。交付金対象ではないです。なので。

【南川会長】 ごみの埋め立て跡地というのは深い杭が打てないんですよね。漏れちゃうものですから。それで中村さん、この県知事届け出の根拠は何でしたか。

【事務局】 これは地方自治法で、事務の委託。

【南川会長】 事務委託のことですか。

【事務局】 はい、事務の委託の届け出ですね。

【渡邊委員】 ごめんね、細かい話で。設置届は出さないんですか。

【事務局】 設置届はまた、その別です。事務の委託は地方自治法上なので、共同処理の。

【渡邊委員】 そうでしたか。施設のときは出す？

【事務局】 施設の設置届はまた別。

【渡邊委員】 出す？

【事務局】 はい。

【南川会長】 皆さん、いかがですか。何かあれですか。まだこれから説明会されるんですけど、何か、どんな反応が予想されるんですか。

【事務局】 焼却の場合はいろいろな反応があるんですが、容器プラの場合はどうなんですかね。車の通行がやっぱり問題なのかな。

【渡邊委員】 延べ台数はあるのですが、葉山の車両台数そのものは何台、パッカー車の。

【事務局】 保有台数ですか。

【渡邊委員】 うん、保有台数。というのは、多分、13台が午前中に集中するのか、万遍なく来るのか、午後に集中するのか。というと、13台なので、多分そんなに大したことない、なんて言っちゃいけないかもしれない。量はないと思うんですけど、それが時間帯によって集中があるのかどうか。

【事務局】 時間帯によって集中はないです。

【渡邊委員】 ない。そうですか。

【事務局】 この13台を回さないで。

【渡邊委員】 ということですよ。

【事務局】 はい。

【渡邊委員】 じゃあ多分、保有台数も多くないから、それが何回も動くということで。

【事務局】 はい。そういう考えで。

【南川会長】 あとこれ、PPバンドで結束すると。これからも変わらないわけですよ。

【事務局】 はい。

【南川会長】 そうするとこの後はあれですか、資源化施設へ運搬と。資源化施設は市内ではないわけですか。

【事務局】 資源化施設は、容器包装リサイクル法の施設なので、容リ協会が入札をかけます。

【南川会長】 そちらへ出すわけですね。

【事務局】　　そうです。年によって持っていくところが違います。

【南川会長】　　入札の結果によって、業者のどこへ行くかが変わるわけですね。

【事務局】　　はい。

【渡邊委員】　　そこで済みません、もう一点質問なんですけど、今まで逗子市は結構、Aクラスだか、Bクラスだか、すごくいい品質を保っていらっしゃるんですけど、葉山のほうはどうなんですか。きれい。

【事務局】　　実は葉山のめちゃんと見ているというか、調べていまして、ランクはAです。いいです。

【渡邊委員】　　そうですか。わかりました。

【南川会長】　　もっぱらどんなものに再資源化されているんですか。どんなものに化けているんですか。

【事務局】　　今、逗子のほうが、今年度の落札業者、ちょっと待ってください。暗くて見えない。電気、済みません。逗子は今、今年度、新日鐵住金で、君津プラスチック再商品化工場で、コークス炉原料化になっています。ケミカルです。

【南川会長】　　要はケミカルリサイクルというか、要するに原料になるわけですね。鉄のね。

【事務局】　　そうです。

【南川会長】　　コークス炉に入れるわけですね。石炭のかわりにね。

【事務局】　　葉山町のほうがマテリアルですね。材料リサイクル。湯沢クリーンセンター。再商品化事業者、湯沢クリーンセンターで、廃プラスチックリサイクル工場。

【南川会長】　　これはマテリアルリサイクル。

【事務局】　　マテリアルになっています。

【南川会長】　　どうぞ、松岡さん。

【松岡委員】　　共同処理になっても、容リ協会への委託主体は別になるという理解でいいんですか……。

【事務局】　　そこもです。

【松岡委員】　　そこも一緒になってしまうということなんですか。

【事務局】　　はい。

【松岡委員】　　じゃあ、そのランクとか還付金みたいなものも、2市に対して行われるという理解ですか。

【事務局】　　そうですね。あと分配の方法はこの中で決めなさいと。



【松岡委員】 なるほど。

【南川会長】 よろしいですか。ひとまず大丈夫ですか。じゃあ頑張って説明をしてください。よろしくお願いします。ありがとうございました。

では、次に議題（４）にまいります、「燃やすごみ及びし尿・浄化槽汚泥の葉山町との共同処理状況について」、説明をお願いします。

【事務局】 説明をさせていただきます。環境クリーンセンター処理係長、松岡といいます。きょうはちょっと風邪気味なので、マスクをさせていただいております。

【南川会長】 どうぞ。

【事務局】 まず、燃やすごみについてでございます。資料としては、資料３－１と、その次、し尿のほうになりますと資料３－２という形になります。

逗子市と葉山町の燃やすごみの共同処理は、平成２９年７月から試行的に開始しまして、平成３０年度から本格的に開始しました。

逗子市の燃やすごみの量は、月平均で平成２９年度が８５８トン、平成３０年度１２月までですが、８６２トンとほとんど変わりはありません。次に、葉山町のごみ受け入れは、試行的に開始した平成２９年度で月最大で４５０トンを受け入れました。平成３０年度からは正式に受け入れを開始し、１２月まで１カ月当たりの量は４５１トンから５２２トンで、月平均としましては、４７３トン程度となっております。逗子市と葉山町の合計は、平成３０年度で、１カ月当たり平均で１，３３４トンとなっております。

次に、葉山町からの燃やすごみを受入れ前後の焼却施設の維持管理状況につきましては、資料３－２に記載しております。燃焼管理、排ガス濃度等に共同処理に伴うに大きな変化は見られません。

次に、し尿・浄化槽汚泥について、資料３－１の下側になります。逗子市のし尿・浄化槽汚泥等処理については、平成３０年度から葉山町に事務委託しており、その量は月平均で２２．６４立方メートルとなっております。葉山町のし尿・浄化槽汚泥の量は月平均で８１６．３９立方メートルで、逗子市のし尿の占める割合は平均で２．７％程度となっております。し尿・浄化槽汚泥の収集を許可制に移行してからの市民からの苦情は特になく、現状では支障ない状況となっております。

以上です。

【南川会長】 ありがとうございました。これはごみ焼却施設のあれですね、維持管理状況と、それから燃やすごみ及びし尿の葉山町との共同処理状況ということでご報告いただきまし

た。この数字とは別なんですけど、焼却施設だと、当然焼却灰とか、飛灰とか出ますよね。あれはどんな形で処理されているんですか。

【事務局】 ざっくり言いますと、熔融固化ということで、道路の路盤材に資源化していると。さらに葉山町との共同処理をやるに当たりましては、葉山町さんのほうが最終処分をずっとされていましてので、一応その事業者と灰の処分について調整していたのですが、施設とその会社がフィットしなかったものですから、また新たな処分先を探しまして、今、埼玉県の寄居町に、焼成処理ということで、熔融固化の温度よりも、もうちょっと低い温度で燃やして、人口砂にして、やはり路盤材とかに使うような出し方をしています。あとは、リスクヘッジの関係で、最終処分場で、今、米沢に年間100トン契約をして一部出しているという状況です。

【南川会長】 そうするとあれですか、再資源化した部分というのは、またこちらへ持って帰ってきて、路盤材に使ったりしているわけですか。

【事務局】 いや、熔融固化が茨城県と栃木県と愛知県、3箇所に出しているのですけれども、それぞれその場所で、公共事業とかに使われているということです。

【南川会長】 そういう意味ではあれですね、逗子内には返ってこないということですか。

【事務局】 そうですね。

【南川会長】 あとは米沢のほうが、何か最終処分場を確保されたということですか。

【事務局】 そうですね。

【南川会長】 そこはやっぱり、少しずつは埋まってきているんですか。

【事務局】 最終処分場につきましては、単価上、非常に有利だったものですから、葉山町さんとのお話で、最終処分場も1つ用意しておいたほうがいいんじゃないかということで、年間100トンというのが下限いっぱい、一応処理先だけを確保しているという状況です。

【南川会長】 もし必要があれば、またあれですか。使えるということですか。

【事務局】 そうですね。

【南川会長】 わかりました。皆さん、いかがですか。ご質問は。よろしいですか。

はい、ありがとうございました。それでは、これは以上にしたいと思います。

次に、(5)番でありますけれども、これは特に資料はないんですけれども、「2市1町ごみ処理広域化実施計画策定状況について」、それから「逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画について」、最後に、「逗子市一般廃棄物処理基本計画の改定について」、まとめて説明をお願いします。

【事務局】 じゃあ、事務局から説明させていただきます。きょうは次第の(5)「2市1町

ごみ処理広域化実施計画策定状況」から、(7)の「逗子市一般廃棄物処理基本計画の改定について」、続けて説明させていただきます。これらについては、きょうはご報告ということで、特に資料は準備してございません。

まず最初に、次第(5)の「2市1町ごみ処理広域化実施計画の策定状況について」、現状についてご報告させていただきます。

「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」は、鎌倉市・逗子市・葉山町のごみ処理の広域化を目的として策定しているものです。このごみ処理の広域化は、ごみ処理にかかわるダイオキシン類対策として、ごみ処理施設の集約化、大型化等を目的として、これはもうかなり古いのですが、平成9年、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」が当時の厚生省によって作成されたので、それを受け、神奈川県ではごみの排出抑制と減量化・資源化及びダイオキシン類対策を目的として、計画的かつ総合的に取り組みを進めるため、平成10年、「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定いたしました。

この計画では、県内市町村を9ブロックに区分けしまして、ごみ処理の広域化を進めることになり、逗子市は横須賀三浦ブロック、これは横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町に区分けされました。これを受け、平成10年から、「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会」を設置して、ごみ処理広域化に向けた調査・検討を開始してきました。

その後の経過につきましては、前回の審議会の資料6に示しましたとおりで、現在、鎌倉、逗子、葉山の2市1町でごみ処理広域化計画を進めている状況になります。

このごみ処理広域化に向けた「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」の策定でございますが、これらの策定に当たりましては、作業部会ということで、各2市1町の担当者が集まりまして、骨子案を作成いたしまして、それをもとに、各市町の担当課長以下で構成しております勉強会で検討し、素案の作成後、各市町部長以下及び県の担当者を含む協議会で最終決定し、策定することになっております。

計画書の構成は、大きく、実績の取りまとめ、基本方針、排出量の予測、施策・施設整備の方針及び計画、推進方策等、これらが構成内容になっております。

そして現状では、作業部会で平成29年度実績を追加しまして、現在、実績の取りまとめ、排出量の予測見直しを行っている状況です。

これからのスケジュールとしましては、年度末までにパブリックコメントを行い、作成することになっておりますが、現状ではかなり厳しい状況になっているという状況にあります。以上が2市1町ごみ処理広域化実施計画の状況になっております。

続きまして、「逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画について」をご説明いたします。

逗子市と葉山町との共同処理につきましては、前審議会で説明させていただきました。その際、資料12として説明いたしました「逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画」が、平成30年3月29日付で正式に承認されましたことをご報告させていただきます。前回の審議会ではまだ未承認ということでお話しをさせていただきましたが、正式にその後、承認されました。

そしてまたその後、承認を受けました地域計画につきまして、事業名・事業内容等の見直し、スケジュール変更など、葉山町での事業の見直しがございます。平成30年11月20日付で変更届を提出いたしました。現在、県と内容について調整等を行っており、最終調整ができ、正式なものとなった時点で、また審議会のほうにご報告をさせていただきたいと思っております。そのような状況に今現在ございます。

議題(7)「逗子一般廃棄物処理基本計画の改定について」。一般廃棄物処理基本計画は、前審議会で資料7として配付させていただいたものです。この一般廃棄物処理基本計画の改定について、「2市1町ごみ処理広域化実施計画」、先ほどお話ししました実施計画を反映させ、十分な検討期間が必要なことから、現在、計画を1年延期する必要がある旨を前回説明させていただきました。

現在、「2市1町ごみ処理広域化実施計画」は、先ほど説明いたしましたとおりの進捗状況がありますが、前審議会で説明させていただきましたとおりの計画の改定スケジュール、1年延期するという、その方向で今、進めていきたいということで、特に計画スケジュールには変更ございません。

ということで、まずご報告をさせていただきました。以上でございます。

**【南川会長】** ありがとうございます。1つだけ教えてください。鎌倉との関係というのはその後、何か進捗をするんですか。

**【事務局】** 鎌倉市との関係は、こういった実施計画というのが、2市1町の鎌倉・逗子・葉山の計画なのですが、覚書の中で、ブロックで焼却施設を2つ、既存の逗子の施設と、鎌倉市の新しい施設で処理をしていきたいと思いますという覚書をしています。現状、鎌倉市の施設のほうで、地域住民の反対などがあって、まだうまくいっていないという状態なので、そういうこともあって、今、実施計画の施設配置の部分ができないという状態です。

**【南川会長】** なるほど。なかなか難しそうな町ですけどもね。あとは皆さん、いかがですか。よろしいですか。いいですか。

わかりました。ありがとうございます。じゃあご報告を承ったということでさせていただきます。

そうしましたら、とりあえず議事は以上でございますが、まだ若干時間がございますので、前回に続きまして、私のほうから少しお話をさせていただこうと思っています。4時半には終わるということでやりますが、前回の続きの環境問題の部分で、これで14ページですか、水俣病のところから話を始めます。ただし、私自身の資料の構成が、最初が環境問題の大きな流れがあって、その途中からごみに特化しております。それでやっぱり、ここで廃棄物審議会ですので、ごみの話もしたほうが良いと思っておりますので、時間を見て、途中で切りかえて、ページを飛ばしてごみの話を少しやらさせていただきます。また次回、少し環境問題全般の流れの話をして、ごみの問題にということで、ちょっとミックスをして話をさせていただきます。

まず、この前、明治時代の環境問題、あるいは四大公害の走りであるイタイイタイ病の話をしました。それで、逗子について申しますと、逗子も実は、大正時代なんですけれども、当時はまだここに鈴木商店という食品の工場がありまして、今の味の素です。これが非常に逗子の海岸を汚すということでトラブルがあったものですから、その後、川崎の今、鈴木町というのがあるんですけれども、あの近くに実は移転をしたということがございます。そんなこともあって、私自身は、逗子という言葉を最初に聞いたのは、どちらかというとその工場移転のときのトラブルということで実は聞いたことがございます。

そのずっと後なんですけれども、戦後になりまして、チッソが水俣工場で有機水銀、メチル水銀なんです、これを垂れ流しをするということで、多くの方の患者が発生しました。あとの、後の話になりますけれども、正式の認定患者だけで1,000人を超える、また、それ以外のさまざまな障害を持った方も数千人ということで、大変大きな被害になったわけでございます。

そもそも、チッソのいわれだけちょっと話しますと、チッソというのは、戦前は日本の3番目に大きな企業でした。一番大きかったのが日本製鉄、2つ目が武器もつくっている三菱重工、3つ目がチッソだったんです。ただしチッソの場合は、住民の半分以上が今で言う北朝鮮、鴨緑江という大きな川がありますけれども、その支流に水力ダムをつくるということで、そのダムの電力を安く使って、化学製品をつくるということで、非常に良質で、なおかつ安い、硫安を初めとする化学肥料をつくったと。もちろん、それ以外の化学製品もございますが、そういったことで非常に大きくなった企業でございます。

それで、国内には工場が2つありました。1つが今もございます熊本県の水俣市でございま

す。もう一つが宮崎県の延岡市です。まず、戦後引き揚げてきたということで、北朝鮮の工場とかダムは全て没収をされたということがございます。それから九州でも、宮崎あるいは熊本  
の奥のほうに、球磨川を初め、たくさん川がございます。そこでチッソ自身がダムをつくって、  
そのダムの安い電力でもって、安い化学製品をつくってきたということがたくさんあったわけ  
でございます。実際にさまざまな化学製品をつくる中で、あそこに、排水の中に有機水銀がま  
じったということで大変な問題があったわけです。

問題が始まったのは1950年あたりから、一部患者は出ていますが、これが正式に、実際  
にこれは患者さんだと。明らかに異常が従来の病気とは違うということが公に認定されたのが、  
1956年5月1日でございます。水俣市は今でもチッソの城下町であります。当時は5万人  
ほどいて、半分以上の人がチッソの関係者ということで、まさしくチッソそのものでありまし  
た。市長さんもチッソ出身とか、そういった状況の中で、なかなか患者は物が言いにくいとい  
うことがございましたが、2人の少女が、手がしびれる、足もしびれる、きちんと立てない  
ということで、チッソの病院まで行きました。そこで細川さんという病院長がおられて、その方  
が、これは違うと。従来の病気じゃないということで、そういった届けを水俣市の保健所に出  
したと。報告したという日が1956年5月1日、正式の、公式発見日だということでござい  
ます。そういったこともあって、今も5月1日には慰霊祭が行われているということでござい  
ます。

それで、問題は非常に単純です。後からわかれば単純で、要は魚介類。これは水俣のチッソ  
工場からの排水にメチル水銀がまじっているのですけれども、これをプランクトンが食べる。  
そのプランクトンを小魚が食べて、その魚を漁師さんがとって、そして食べる。売ると。売っ  
払ってそれを食べるということで、病気が、中枢神経が侵されるということの病人が多発した  
わけです。

その前には、猫が踊って狂って死ぬという病気が随分出ました。猫は小さいものですからす  
ぐ出ます。それで猫は立てなくなって、ふらふらして死んでしまうということが多発したわけ  
ですが、56年の5月以降は、今度人間にそれが発見されたということで、調べれば調べるほ  
ど同じような患者さんがたくさんいるということになったわけです。

それで難しいのは、この問題について言うと、当時、チッソは工場調べましたし、また一  
部の方が、細川さんというお医者さん以下も排水を調べましたし、また、一部の方が、熊本大  
学の医学部にも話をもち込んで調べています。その結果として、必ずしも無機水銀じゃない、  
有機水銀も含まれていると。無機は無害なんです、含まれているということがわかったんで

すが、工場は一切それを隠します。それで、無機はあっても有機水銀は出ていないんだということで、そんな影響は出るはずがないということで大論争になりました。したがって、チッソの工程から、果たして有機水銀が出るのかどうか大議論になって、工場は一切出ないんだということになりましたし、また、試料を調べに行っても、通産省の許可がない限り、一切調査に応じないということをやったわけです。

もう一つは、チッソの工場というのは、チッソというのは熊本の水俣市、熊本の一番南なんです。埋め立て地にこんな形でチッソの工場があります。それで、次のページをお願いします。次のページを見たら、こういう形でチッソが、まさしく町の3分の1程度を使って、たくさん工場もありますが、これがありますけれども、百間排水路というのはこのあたりです。このあたりは月浦というところなんです。ここに百間排水路があって、ここから排水が出ます。最初はこの近辺の漁民の家庭でまず被害が出ます。猫もたくさん死にます。それで困ったということで、どうしたかという、対策をとらないで、今度は対策が、逆に水俣川の北のほうに、ここをやめて、排水をやめて、排水口を変えます。ここにプールをつくって沈殿させた後、この排水口から流します。したがって、残念なことに被害が不知火海全体に広がってしまったということがあります。非常に、物事を隠す中で、徹底的に隠す中で、患者のむしろ数を広げてしまったということがあります。さまざまな調査も全部妨害するというので、当時の熊本大学医学部なんか非常に苦しんだということでございます。

そういう中で、結局13年間大騒ぎしました。その騒ぎが、13年がなければ、例えば次に出ますけれども、新潟水俣病もなかったと思います。それから、もう一つ残念なのは、私自身もこの仕事をやっていましたので、非常に嫌だったのは胎児性の患者さんを見ることは非常につらかったです。水俣病というのは、目もそうなんです、要は神経が侵されます。したがって、判別しにくい方もいるんですが、非常にわかりやすく、どうやって判別するかというと、背中を向いて、それで何か手でさわるんですね。チョンチョン、チョンと。それで四肢末梢の神経が侵されていますから、例えば左の足にさわったとか、右の手にさわったとかいうことを聞くわけです。例えば後ろを向いて、もうちょっと、実際は厳密にやるんですけども、それで実際にどこにさわったか、全くわからないと、その方は水俣病の影響があったと。そんなふうな試験を実はしてきました。

僕も現場を随分見てきました。そういう方は非常に、軽度と言えど軽度で、実際、多くの場合がまともに真つすぐ立てないんです。それから視野が狭くなるとか、そういう方がたくさんいます。それから言葉もうまく出ないとか、そういう方もたくさんいるのは、要するに神経を

やられてしまうという方で、特に嫌なのは、残念なのは、ほんとうに胎児性の患者さんも随分見ました。お母さんが水俣病になってしまったということで、へその緒から水銀が通って赤ちゃんに入ってしまうということで、一番若い方で、今で言うと50歳後半、50代後半の方がおられて、全体として、まだ存命の方だけで60人から70人おられます。もちろん施設は完備していますし、そこにずっと入ってもらっています。当然、医療費とか補償費は出ていますから、そこら辺は、金のことはともかくとしてもですね、ほんとうにお会いすると、生まれてから全く立てない、立ったことがないとか、きちんとしゃべれない、そういう方がまだおられます。私も残酷な場面というのは何回もテレビとか見ましたが、実際に自分がそういう方にお会いすると、こんなことで人の運命を全く変えていいんだろうかと。そんなことが実は強く思った次第でございます。

それで、四大公害裁判でございますけれども、多くの場合が、ほとんどの場合が民事上の損害賠償です。お金で、補償金で解決するというのですが、水俣病について、これプラス、刑法上の罰則、つまり、業務上過失致死罪というものが適用されて、当時の社長とか、それから工場長には、刑法の犯罪、刑法犯になったということがあります。したがって、もちろん公害を起こし、よくないことなんです、特に意図的にそれをやったということで、大変大きな、残念な日本の戦後の環境問題だということで認識をしておるところでございます。次お願いします。

それで、それがなければ防げたのが新潟でございまして、新潟でも昭和電工が、やはり化学製品をつくるときに、同じような形で、実はメチル水銀を流してしまったということであります。そんなこともありまして、非常に問題になりましたし、また、特に問題になったのは、水俣で起きたことが、また新潟で起きてしまったということで、国がしっかりしなかったから、水俣の対策をとらなかったからこれが起きたんじゃないかということが大きな争点だったということもございます。次お願いします。

それから、大きな公害裁判としては、四日市ぜんそくという課題がございます。私自身、実は四日市の出身でございまして、高校も四日市高校なものですから、もろに大気汚染の中を、生活をしてきました。それで当時は、最初はわからないんですね。それで四日市は典型的な石油産業の町です。石油コンビナートです。したがって、それまでは環境問題というのは石炭だったんです。明治の中ごろから、日本はイギリスのまねをしたんですけれども、基本的には石炭をエネルギーとしてやってきました。しばらく前の朝ドラで、女性の経営者が石炭掘削をしているというのがあったこと、皆さんご承知だと思いますが、それくらい実は、石炭が黒いダ



イヤでエネルギーだったわけですが、大変実はトラブルがありました。大阪紡績とか、そういったところでの、特に大阪が汚染の町になったのは、石炭の影響が大きかったんですけども、これが戦後になって、ある時期から、昭和30年ぐらいからは石油に大きく変わります。最初は四日市でも、実はそういったことが心配されましたが、石油だから、石炭みたいに黒い煙は出ないということで、どんどん、どんどん、開発が進んだということでございまして、四日市の町の中に、それこそ第一コンビナート、第二コンビナート、第三コンビナート、ある意味で、日本の化学工業の4分の1程度が実は四日市に集まるということで、石油化学産業が大きく成長したということでございます。今もあります。例えば三菱ケミカルとか、日本合成ゴムとか、石原産業とか、そういった企業がございまして。今は環境問題、全部公害問題、厳しく対応されていますけれども、そういうところはあります。

それで四日市ぜんそくが出ます。当時は、小学生は、まず学校に通うときはマスクをはめて、春夏秋冬変わらず、登下校は、必ずマスクをして登下校すると。それから今は四日市に、私も一部応援させていただいて、記録館をつくったのですが、まず教室に、1つは空気清浄機があります。多くの学校で。今も一部、記録的に残しています。空気清浄機を教室のこういうところに置いています。そこで浄化をしています。それからもう一つは、日課があるのですが、うがいと日に3回。日に3回、うがいタイムというのが実は日程にありまして、必ずうがいをするということが決められたと。そんなことが実はあるぐらいひどかったということですし、実際、ちょっとデータを入れてなくて申しわけないのですが、実際は呼吸器系に影響が出ています。それで市内でも、空気が割ときれいな、山のほうの正常な地域と、それから汚染が中心になった地域、これを比較したデータがあります。年齢によってパーセントは違いますが、多くの場合、ぜんそくのかかっている比率が正常地域の実は3倍ぐらい、データとしてあります。もちろん、ぜんそくというのは別にこういう空気が悪くなくても出ます。そういう体質の方はおられますが、明らかに四日市の場合は、男女別、それから年齢別に統計を全部とりましたけれども、3倍程度、汚染地域のほうが、同じ市内でも、比較的空気がきれいなところよりも患者が多いというデータがあって、こんなデータは、実は世界的に少ないと思います。

そんなことありまして、大変な被害が出ました。多くの方も亡くなっています。そういったことがございました。ただ、四日市の場合はその後、さまざまな規制がかかっていって、実際問題としては、1975年ぐらいには、かなりきれいになったということもございまして。大変大きな被害が出ましたし、今でもまだぜんそくに苦しんでいるという方もおられます。ということがございました。次お願いします。

それで、これがいわゆる四大公害ということで裁判になりました。それぞれポイントがございます。まず、イタイイタイ病は、これは判決の順番に書いてありますけれども、イタイイタイ病の特徴は、個々の患者の因果関係がわからないということなんです。つまり、イタイイタイ病の地域、あれは富山県の、今で言うと富山市なんですけれども、婦中町というところがあって、これは岐阜県の鉱山です。岐阜の県境から、鉱山から川を伝ってカドミウムを含んだ汚染物質が流れたということなんですけれども、それで実際に、ここで問題になったのは、こういう地域に、特に女性、40歳、50歳以上の女性の多くの方が、骨がぼろぼろになるということで、お医者さんに行くと、骨にさわると「痛い、痛い」と言うところから、イタイイタイ病という名前はついたんです。

結局ここで、裁判でもめたのは、三井金属のこの鉱山から出たカドミウムが、じゃあ、当時は民法上、誰が誰に影響したのかと。カドミウムが、具体的にじゃあ、誰に影響したのかということ、きちんと証明するということが求められたわけです。ところが個々の患者さんを診てもわからないということで、結局どうしたかということ、実際に土壌を調べますと、土壌中にどれだけカドミウムが入っているかというのは地図が描けますし、また濃淡も描けるわけです。ここが濃いか。そういったことと、それから患者さんの存在状況をまた上からかぶせると、やはりこれが非常に似ているということなんです。ですから土壌汚染の状況と、患者さんの発生が似ているものですから、Aさんがカドミウムの影響で病気になったかどうかわからないけれども、全体として、明らかに図面上、神岡鉱山からのカドミウムによって、結果として地域全体が汚染されて、その影響として、多くの方が病気になったと。イタイイタイ病になったということ、これを裁判が認定したということでありまして、こういった、個々の因果関係じゃなくて、これを疫学的な手法で認定されたということが、実は初めてのことでございますし、これから、いわゆる疫学というものが、個々の因果関係とは別に、疫学ということが、こういった健康問題で力を持ってきた、理解をされてきたというきっかけになった判決でございます。

それから新潟については、企業の過失責任ということで終わったわけですが、四日市について言いますと、四日市も実は裁判上、難しい問題がありました。一番難しかったのは、四日市も、全体として、四日市市はたくさんの工場がございます。四日市はこんな形をしまして、埋め立て地があるんですが、工場群はこういったところだけじゃなくて、こういった形でも実は入っています。そういう中で、企業が5社、6社、主な企業だけで、煙を出す企業だけで6社程度あるということで、じゃあこういうところに患者さんがいると。けれども、この方がどの煙を吸ったのかわからないということなんです。したがって、この患者さん自身がぜんそく

だということであるんですが、果たして、いわゆる大気汚染によるぜんそくなのか、自然のぜんそくなのかわからないということと、何よりも因果関係が、このA工場から出てきた硫黄酸化物を吸ったからこうなったのか、B工場なのかわからないということで、因果関係を特定できなかつたんです。

それで、これもどう処理したかという、結局これらの工場は、6社、あるいは7社の工場は、基本的にあまり時間差を置かずにできたということで、五、六年のうちに全てできたということで、全てこれは共同で排出をしているとみなせるんだということで論陣を張りました。このとき論陣を張ったのが森島昭夫さんという方で、その後、環境問題での大変な権威になった方ですが、この方は実際に裁判に出て、共同不法行為なんだという論陣を張るわけです。ここで改めて、日本の法制史上、初めて共同不法行為責任ということが裁判で認定されたという事件であります。

水俣の話はさっきやりましたからやめますけれども、いずれにしても、水俣について言うと、非常に工場が徹底的に妨害したという中で、特に、多くの企業が、問題になってからは、例えば補償金というものを払っています。ところがチッソだけは、そういうことは、法的責任にかかわることは一切やらないということで、見舞金という契約を結んで、見舞金の金で責任じゃないんだということでもありますし、なおかつ、見舞金をもらった人は裁判をするとか、そういうことを書かせるわけです。メモを。そういう約束をさせるわけです。それ自身が公序良俗に反するんだと。そんなことも実は判決に書かれているということでございます。それが四大裁判の主な中身でございます。

次、もうちょっと先へ行きますね。それで、それ以外にも実は環境問題ございました。これは逗子ではなくて、江戸川区でございますけれども、江戸川区に当時、本州製紙という製紙工場がございまして、それで主に海が汚染されたのは浦安です。浦安の今のディズニーのある地下あたりなんですけど、そこで実は、大変な水質汚濁、もうちょっと言うと、具体的にヘドロですね。製紙工場の場合は、木を切ってきて、その木のごみが全部ヘドロになります。ですから繊維がとれない部分は全部ヘドロで出ますので、これをほとんど処理しないで、そのまま海に垂れ流したという事件であります。それで当時、当然ながら、『青べか物語』とか、そういった場所がございます。たくさんの漁民の方が地域におられました。浦安にいたわけですが、そういった方が、これはけしからんということで、工場に押しかけます。そういう中で、たくさんの負傷者が出まして、結局じゃあ、それじゃあ何とかしようということで、初めて旧公害関係の水質二法というものが、法律上制定されたということでもあります。

おもしろいのは、今、ホームページを見て、僕もちろん、現地も何回も行ってはいますが、ホームページを見て調べるんですね、この事件を。そうすると江戸川区のホームページには全く出ていないんです。それで片や浦安市のホームページを見るといっぱい出ています。いかにこういう問題というのが、加害者と被害者で受け取りが違うかということが実はよくわかりました。

それで実際このときに、問題がきちんと表に出て、やっぱり化学分析とかしないと、こういう大きな働きかけができないんですね。そのときに協力したのが、千葉県環境関係の試験場が協力をしたということで、どちらかというと影響を受けた、今で言う千葉県の方が中心になって反対運動をして、なおかつ科学的な裏づけもして、1つの力になったということが大きな特徴でございます。やっぱり難しいのは、加害者、被害者によって、自分がどちらかになるかによって随分対応が違うということがあったということ、ぜひお知りおきをいただきたいと思います。

ただし、残念ながらこの水質二法、ほとんど役に立たなかったんです。なぜかという、もちろん運用も問題あるんですが、その前に、どの水域を指定するかということについて、この部分は実は、当時で言う経済企画庁が担当でした。それから、具体的な排水規制は当時の経済産業省が所管をします。もちろん環境庁はまだはっきり言うてできる前ですから、そうやってまして、何よりも、水域を指定する。この地域を工場排水規制法の対象にするかどうかの地域指定をする必要があるわけです。これについて、非常に当時の経済企画庁はヘジテイトして動かなかったんです。それからなおかつ、具体的な、地域ごとに、工場ごとに、どういった化学物質を、汚染物質をどういったレベルに規制するかを国のほうで決めるということになって、これがほとんど左右されなかったんです。当時の法律は、後に出てくる大気もそうですが、いわゆる公害国会までは、地方自治体による上乘せ、独自基準というものは認められなかったんですね。そういうことをしちゃいかんとなったわけです。そういう中、非常に身動きがとれない中で、制度はつくったけれども動かないということが残念ながらあったということでございます。次お願いします。

そしてそれまで、いろいろできますが、自然のほうについても、どちらかという、例えば自然公園、国立公園とか、そういった法律制度なんです、当時は、言ってみれば観光促進ということになっていまして、自然法という面は非常に弱い形の制度が動き出したというわけでございます。もちろん国立公園自身は、その前に国立公園法というのがあったわけですが、この時代は、どちらかといいますと、観光事業ということが主に明記された制度、主文

を置きました。それからさっき申しましたが、水質二法ができました。これについては、残念ながら水域指定も行われなかったし、その後、具体的な規制も行われなかったということでもあります。

それで水俣病について言うと、これが裁判になります。そしてなぜ裁判かと。チッソはもちろんですが、国にも責任がある。それから県にも責任があるということになって、結局裁判で、チッソだけじゃなくて、国も県も負けています。国家賠償法上、責任を負っていますが、理由は単純で、まず国がこの二法をつくったのに、運用しなかったと。規制をしなかったということで、それについての権限を行使しなかったことに対する国の責任を問うと。もう一つは、非常にふわっとした制度なんですけど、熊本県にも漁業調整規則というのがありまして、特定の地域は漁業しちゃいけないということが指定できたわけです。そういったことをしなかったということで、実は熊本県も賠償法上の対象になったということがあります。それで裁判上は同等の負けなんですけど、実際問題、国と熊本県では費用負担能力が違いますので、実際は国が8払って、県は2ということでやっていますし、その後の補償関係も、国が圧倒的にたくさん出していると。8割以上出しているということがございます。次お願いします。

それで、その後のいわゆる70年の公害国会まで、いろいろな法律が制定されます。まず空気については、ばい煙の排出規制法と。これは厚生省が主たる官庁ということがございます。これもやっぱり場所を指定します。全国一律じゃありません。場所、地域を指定して、そしてあそこの地域に具体的に大気汚染を出すような、特に具体的には硫黄酸化物を出すような施設を出す場合については届け出をするんだと。そしてそれについて具体的な基準をつくって規制するというのもあって規制は始まります。ただし、非常に弱い規制でありました。あまり効果がなかったと言われていました。これについては、あまり効果がないということで、もう一度変えよう。68年に今度は大気汚染防止法ということになって変わっています。そういう中で指定地域をふやすとか、それから具体的な排出基準の設定の中身も、ここで随分明記されたところでありました。ただし、いずれにしても、この段階でまだ、硫黄酸化物などについて言うと、地方公共団体による規制の強化はできないということがございました。

そういう中で、このころなんですけれども、磯子で東京電力が、あれは石油ですね。石油の発電所をつくりました。じゃあ、当時の横浜市はどうしたかということ、法律にのっとって規制はできないということで、じゃあ民営でやろうということで、東京電力と、それから横浜市と。電源開発かどっか忘れましたが、企業と横浜市が協定を結ぶということで、民営の約束ということで、実は非常に厳しい基準をつくったということがございます。当時はまだ法律が使え

ないという中で、地域によっては、これ以上の汚染は許せないという知事、市長さんは、そういった形で規制を強化してきたということでもあります。

ちょうどこのころは、いわゆる革新市政とか、革新県政がはやったころでありまして、例えば東京都で言うと美濃部都知事とかありましたし、大阪も黒田府政がありました。横浜もそうです。多くのところで、言ってみれば与党が、自民党推薦の首長さんが負けて、環境問題を大きな話題に提起して選挙を戦った方が勝つという中で、そういった、企業との約束による削減ということが進められていった時代でございます。

それでこのころには、公害対策基本法という基本法ができました。これ自身は大変大きな意義があったのですが、まず何といても一番大きいのは、環境基準をつくらうということで、健康を守る上で、どこまでは汚染されてもいいのかということをしちんとつくらうと。だから結果的には、この基準を超えていなければ大丈夫なんだというような形で環境基準が決まっています。これは非常に大きな意義があったと思っています。つまり目標が決まったということでもあります。規制の目標じゃなくて、環境の目標が決まったということがあります。それからもう一つは、公害防止計画を県がつくるということで、ここで実態上、個々の法律の規制権限とは別に、県なり市が相談をして、公害防止計画をつくらうと。その中で、基準上規制にはならないけれども、企業に対してさまざまな抑制を求めるということも、うまく調整が果たらかけますよということを決めたわけです。当時から、この公害対策基本法をつくった方は、地方公共団体で独自の上乗せ計画ができないと。非常に非合理だとわかっていたということをお聞きしております。そういった中で、国のチェックはありますけれども、公害防止計画の中で必要な抑制策が書けるということになったわけでございます。そういったことがあったということでございます。次お願いします。

それで、その中では、こういった新しい騒音の法律もできたということがございます。次お願いします。

そういう中で、公害の話はきょうはここまでにして、あとはごみに入りますけれども、何といても難しかったのは、水質保全法の中では、産業の相互協和と公衆衛生の向上に寄与すると。ばい煙規制法の中では、生活環境の保全と産業の健全な発展との調和を図るということでございます。そういう結果として、工場排水規制法では、調査から実際の基準をつくるまで数年かかえると。しかも基準値も非常に緩いと。ばい煙規制法についても、一番実は、最低限の緩い基準しか適用できなかったということもございますし、国のほうで通達を出しました。その中で、法の目的を超えて、産業に過度の負担を課することのないようにしようということが、

文書が書かれております。そういった中で、法律上、要するに地方公共団体によって上乘せ規制ができないということが明記されていたということで、非常に規制がそもそも遅かったですし、かけても非常に緩い規制しか法律上はかけられなかったということが実際あったと。そういう中で四大公害の裁判が起きて、裁判は負けそうだったという中で、大いに与党のほうも法を変えていって、それによって70年の秋に公害国会があって、そこで一気に規制の形が変わったということでございます。

ということで、以上の話は後にやりますので、きょうは、その後済みません、ちょっと飛びまして、ごみの話を少しします。これで言うと46ページからお願いします。次お願いします。

ごみの話も出てきます。まず汚物掃除法。これは1900年にできた一番古い日本の廃棄物関係の法律でございます。これが戦後になって清掃法ということになります。そして1970年からは廃棄物処理法ということで、これがいろいろな改正を経ながら現代も生きているということですし、新たな課題もあるということでございます。じゃあ、次お願いします。

まず最初の法律は1900年にできた汚物掃除法ということでございます。当時は、特にこのあたりそうなんですが、横浜とか、あるいは幾つかの港が開港されました。そういう中で、やはり1つは、伝染病が海外から入ります。特にコレラですね。コレラとか腸チフスとか、たくさん発生しまして、コレラが数万人の患者を出す、死者を出すということがあったわけでございます。また、横浜港にはペストが上陸をするということございまして、大変な実はパニックになりました。貿易の拡大で人も移動しますし、海外だけじゃなくて、全国から都市に人が集まると。

江戸時代というのは、ある意味で、いい時代か悪い時代かわかりませんが、非常に均衡のとれた時代で、それこそ、少し気温が不順になって下がると、今と違って温室とかはないものですから、一気に飢饉になって人がたくさん死ぬとかいうことがありましたし、また、し尿なんかは基本的に農家の肥料にすると。使っていて、ある種、全く人口のふえ方も少なかったですし、それからほとんど人が動いていません。お侍さんは、東京ともとの所管地を、殿様は往復しますけれども、一般の方はそれもほとんど禁じられています。お伊勢参りとか、そういうのは一生に一回ありますけれども、基本的に人が動かない時代だったんです。全体もあまりふえないという中で、ある種の均衡社会だったのですが、明治以降それが自由になって、どんどん人も動きます。海外からも人が動きます。そういう中で大変な問題が出ましたし、何せ不潔でした。

そういう中で公衆衛生を改善しようということで、伝染病予防法ができましたが、これだけ

じゃだめだと。もちろん海の検疫もできましたが、やはり下水道と汚水の処理と、問題はごみの処理だと。この2つを解決、何とかしないと、結局衛生の害虫が発生して、それによって菌が広がるんだという認識になります。そういう中で、1900年に汚物掃除法というものができます。その中で、実際何が書いてあるかということ、後で出てきますが、非常にこのころ、最初から汚物掃除について、つまり身近なごみについて言うと、市町村がその責任を負うんだということが明記されています。これは今に至っている、一般廃棄物の処理については市町村が責任があるということのルーツになるわけでございます。それで中身は、私有地は当然ながら所有者に責任がある。きれいにするんだよと。それから公有地については、汚物を汚いまま残してはいけない。きれいにするんだということですし、さらに収集したら汚物を処分するんだということがありまして、これが基本的には市の責任になります。町村も同じなんですけど、このころから市町村が、都市の廃棄物というのは責任を負うんだよ、処理するんだよということが決まっていますし、今に至ってもこれが変わっていないということがあるわけでございます。

それから、それ以外にも、規則のほうですけれども、この法律によって掃除すべき汚物というのは、塵芥、塵芥汚泥と、そのし尿処理だと。し尿だということになっていまして、いわゆる雑芥とし尿が、やはり重要な市の事務になったということでございます。次お願いします。

最初に申しましたが、いかに当時、伝染病が深刻だったかということがわかります。因果関係はわかりませんよ。ほんとうにごみが原因だったのかわかりませんが、非常に深刻でした。色を見てもらうとわかりますが、紫が赤痢です。赤痢で1年に4万人以上の方が亡くなっている。コレラでも4万人の方が亡くなっているときがあるわけです。ちょうど1899年というのは日清戦争ですね。それから1904年が日露戦争です。したがって、とにかく19世紀の後半に、たくさんの方が、コレラ、赤痢、あるいは腸チフスで亡くなっていると。ペストも一部入っているという中で、何とかしようということで、まず掃除、下水道整備と、それから掃除を徹底しようということで制度ができたということでございます。もちろん、そうきれいごとでは済まなくて、これだけではうまくいかなくて、その後も実は出ています。赤痢に至っては、また戦前にはたくさんの方が赤痢で亡くなっていますし、腸チフスの患者さんも随分出ました。コレラは減っています。そういったことが数字としてあって、これが戦後になって、1954年に清掃法ということになります。次お願いします。

それで、最初は、明治の当然法律ができたころから、あるいは大正、昭和の初めころの動きでございます。当時でございますけれども、とにかくごみを集めるんですが、集めて、野菜と



か、そういった台所の厨芥類、それから厨芥類以外の家庭の雑芥ということになります。それで厨芥類は肥料にしようということで、きょうの実はリサイクルの話もありましたが、土にまぜたりして、厨芥、台所のごみは肥料にしようということが当時当たり前だったわけで、私も田舎でしたから、田舎の小さい自分の畑では、そんなことで残飯を埋めたことが何回もございませぬ。それから家庭ごみについては、燃やせるものは燃やそうということで、ただ当時は、結構庭で燃やしましたね、田舎だと。今はそんなこと怒られますけども、そんなことが、記憶がございませぬ。それから、できるだけ燃やそうと。塵芥については燃やそうと。全体で燃やそうとなりますけれども、なかなか実はそうはならなかったことがございませぬ。当時は、燃やすといっても、一部の、寝屋川工場という工場があつて燃やしましたが、まだ非常にプリミティブで、とにかくごみを持って行って、炉に放り込んで燃やすというだけで、大気汚染の原因になって、非常に評判が悪かったということを知っています。多くの場合がこんな感じで、要は野外に、屋外に持って行って、ためて、燃やすだけです。そういう非常に原始的なことをやったようです。したがって、非常に不潔なところに、また不潔にしたような感じになっていて、評判は悪かったと知っていますが、当時はこんなことで処理が始まったということがございませぬ。要は野焼きですね、基本的には。次お願いします。

その後も、あまり状況は変わりませんが、こういう制度は変えています。やっぱりお金を取らないとやっていけないということで、ごみを出す人から手数料を取れるということも加わります。それから、厨芥、雑芥はきちんと処理するのですが、それ以外にも多量のごみ条項というのが加わって、これは今で言う産廃です。そういったことについての条項が加わりますが、対策については特に具体化はされていないと。法文上、具体化はされていません。それから、このころから実は、一部、処理工場も始まります。始まりますが、これは深川の写真なんですけれども、非常にごみを集めることによって、結果的には大量のハエが発生すると。それから大気汚染も非常に広範になると。非常に評判は悪かったという歴史がございませぬ。

当時のごみはこんなふうを集めていまして、大八車で集めに回るんです。したがって、これは結構ずっとやるんですよ。戦後もやっていたから。それで、このころ困ったのは、何せあれなんです。いつとりに来るかわからないんです。要は定期的に、今だと、例えば、逗子の場合は知りませんが、この地域は月曜とか、大体決まっていますよね。可燃性のごみは何曜日の、地域によって何時ごろ来るとかわかっていますし、リサイクル品はいつとりに来るとかわかるんですが、当時はわからなくて、要はこういうおじさんかお兄さんか知りませんが、こういった方が大八車でぐるぐる回るわけです。したがって、いつとりに来るかわからないし、ご

みも、決まったところに出すんですが、要は木とかコンクリートの箱があって、そこにそのまま適当に置いていくわけですね。ぼんぼん、ぼんぼん。そこに回ってくると。いつ来るかわからないけどもということで、非常に出すほうはつらかったようです。予定が立たないということがあったようでございます。そんなことで当時は廃棄物処理が行われていたということでもあります。次お願いします。

当時は、し尿が非常に大きな影響がありましたが、し尿について言いますと、し尿についてはあれですね、汚物処理は市町村の義務なんですけど、あまり当時はそこまでいなくて、実際問題は、当分の間は適当でいいということが決まっています。というのは、まだまだし尿というのは当時肥料でございまして、まだ所有者は、汲ませ料みたいなのを取って、お金をもらって民間業者に売ると。一般的であったということから、真剣な対策はとられていなかったということでもあります。ただし、昭和5年になりますと、地域によっては、し尿処理をきちんと市町村がやらないと肥料に使えないと。都会部では、やはり市町村が処理するんだということが明記されたということもございます。

4時半には終わるようにしてあります。次お願いします。その次お願いします。

戦後でございます。1945年に戦争が終わります。それでその後、正常期に入りますが、まずは戦災がれきであります。2年ほど日本は戦災瓦れきの処理に追われます。これは当時の国会でありますし、これは東京のどこかわかりませんが、どこか東京都の写真ですが、何せB29の爆撃で、日本がぼこぼこに燃やされます。大都会、大都市とか、あるいは工場地域では、どこもこんな風景が続出するという中で、戦災の瓦れきをどうするのかということが大変な問題になりますし、当然ながら、生活すりゃごみは出るわけです。そういったことについても大きな問題が出たわけでございます。

その後でございますけれども、当然ながら、日本は結果的には非常に朝鮮動乱の後、経済成長します。それは都市への人口集中を伴います。都市ごみが急増するということになるわけですし、これが典型的な当時の実は風景なんですけど、東京23区は当時からごみの島、江東区のごみの島に、夢の島という名前になっていますが、こういった形でごんごん持ってきて、生ごみを埋めます。そして生ごみを埋めて、上からローラーでつぶして、そして砂を置いて、またその上に生ごみを置くと。さらにローラーをかけるということでごみ処理をしてきたわけです。したがって、こんな風景が実はしょっちゅう見られました。これは東京都だけじゃなくて、ほかの地域もそうです。23区以外も、名前は忘れましたが、昭島のほうに同じような形で埋めていますし、ほかの地域も同じようなことがございます。そんなこともございまして、こうい

った地域では、非常にハエとかが大量発生しました。これはどうにもならないということで、特に夢の島の近傍では、実際に学校が授業が始まる前に、子供たちがハエをたたき、ハエをとることがあったわけでございます。そういったこともございます。

それから、例えば手押し車から今度は車に、トラックにごみを変えろということも、大変な、実は汚物が散らばるといって、トラブルがございました。何とかしないとイケないという中で、次のページお願いしますけれども、清掃法という法律ができたわけでございます。従来から、実はほとんど国は制度を決めるだけで、市町村任せということでごみ行政は進んできたわけで、それじゃイケないということ、やっぱり国と、それから県、地方自治体、市町村、それから国民にも協力を求めるという中で、抜本改正を図ろうということがあったわけでございます。そこで清掃法はできました。そして、法律も汚物を衛生的に処理する、生活環境を清潔にするということ、公衆衛生の向上を図るんだということが明記されたわけでございます。

そんなこともあって変わったということでございますし、さっき申しましたが、まだ当時は、依然として戦前から続いていまして、町のあちこちに、木の箱、あるいはコンクリートの箱があって、そこに適時ごみを置いていくと。これをごみ収集の方が来て持っていくと。そして人力、あるいは、車ができる前は馬ですね。馬のあとに車を置いて、そこにごみを積んでいったということが実はあったわけでございます。これが1954年、昭和30年ごろの1つの大きな風景だったということございまして、このころから、きょうはこれまでにしますけれども、いわゆる国によって、国が施設補助を出して、やはり本格的な施設整備をしないと廃棄物の問題は解決しないと。いわゆる公共インフラとしての廃棄物処理と。対策というのが始まったということでございます。

ちょっとここまでにします。ということで済みません、また続編をやらせていただきますが、いわゆる環境問題と、公害問題を分けて、また続編として次回やらせていただきます。何かございますか。おもしろいですかね。いいですか。済みません。何かつまらない話をして、ちょっと講談みたいで申しわけない。いいですか。おもしろいですか、こんな話して。皆さんは知っている話ばかりでしょう。

【事務局】 いやいや、勉強になります。

【南川会長】 すいません、そんなことがありましたので、また次回、続きをやらせていただきます。よろしく申し上げます。

じゃああと、何かございますか。

【事務局】 それでは議題その他のことを。次回の日程について、後日に調整をさせていた

だきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【南川会長】　　じゃあよろしいですか。皆さんよろしいでしょうか。

　　じゃあ、またことしもよろしく願いします。どうもありがとうございました。ちょっと遅参して申しわけございませんでした。

— 了 —